

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

材料価格基準の一部改正等について

平成23年6月30日付厚生労働省告示第207号（以下、本告示という。）をもって材料価格基準の一部が改正され、また同日付保医発0630第1号厚生労働省保険局医療課長通知（以下、本通知という。）をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部が改正され、平成23年7月1日から適用されました。（添付資料1及び添付資料2の「別添1」をご参照ください。）

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（平成23年6月30日付保医発0630第2号）の17ページに掲載されている医療機器「コンサルタCRT-P」及び「冷凍手術器 CryoHit」が区分C1及びC2として保険適用されたことによるものであります。（平成23年7月25日付 日医発第377号（保101）をご参照下さい。）

つきましては、今般発出された告示・通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、新たな機能区分が設定されたことに伴い、本通知により「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日保医発0305第8号）の一部が改正され、同じく平成23年7月1日から適用されております。（添付資料2「別添2」）

本会において、今回の改正内容を添付資料3のとおり整理いたしましたので、ご参考までに添付申し上げます。

なお、今回の改正内容につきましては、日本医師会雑誌9月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報(平23.6.30 第5587号抜粋)
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
(平23.6.30 保医発0630第1号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器等（日本医師会保険医療課）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○特定保険医療材料及びその材料価格
(材料価格基準)の一部を改正する
件(厚生労働三〇七)

○厚生労働省告示第二百七号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から適用する。
平成二十三年六月三十日
別表Ⅱ区分112に次のように加える。
厚生労働大臣 細川 律夫

1,600,000円

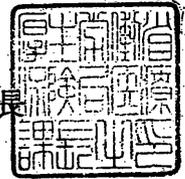
(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型)

保医発0630第1号
平成23年6月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号)の一部が平成23年厚生労働省告示第207号をもって改正され、平成23年7月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

1. 別添1の第2章第10部第1節第10款K769の次に次のように加える。

K773-3

- (1) 汎用冷凍手術ユニットを用いて小径腎悪性腫瘍を治療した場合の点数については、経皮的、開腹直視下、又は鏡視下のいずれによるかにかかわらず、区分番号「K773-3」腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術及び「K936-2」自動吻合器加算(1個)を併せて算定する。
- (2) 腎腫瘍治療に関する十分な経験のある医師が配置されており、本品を用いた治療に伴う合併症への対応等の緊急事態に対応するための十分な体制が整った保険医療機関において使用すること。この際、少なくとも次のア及びイを満たしていること。
 - ア 泌尿器科を標榜している病院であること。
 - イ 担当する医師が常時待機(院外での対応も含む)しており、腎腫瘍の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置されていること。

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日
保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの112の(2)中「6区分」を「7区分」に改め、同(2)に次のように加える。
 - ⑤ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能(上室性頻拍を自動的に検知し、頻拍よりも早いレートでペーシングを行うことで上室性頻拍を停止させる機能をいう。)の有無
 - ⑥ 胸郭抵抗モニタリング機能(ペースメーカー本体とリード間における胸郭の電気的な抵抗値をモニタリングする機能をいう。)の有無
- 2 別表のⅡの112の(3)の⑤に次のように加える。
 - エ ⑦に該当しないものであること。
- 3 別表のⅡの112の(3)に次のように加える。
 - ⑦ トリプルチャンバ(Ⅲ型)
 - 次のいずれにも該当すること。
 - ア トリプルチャンバ型(心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。)であること。
 - イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。
 - ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有さないものであること。
 - エ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。
 - オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。

(参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第10部 手術 第1節 手術料 第10款 尿路系・副腎 K754-2~K769 (略) K773-3</p> <p><u>(1) 汎用冷凍手術ユニットを用いて小径腎悪性腫瘍を治療した場合の点数については、経皮的、開腹直視下、又は鏡視下のいずれによるかにかかわらず、区分番号「K773-3」腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術及び「K936-2」自動吻合器加算(1個)を併せて算定する。</u></p> <p><u>(2) 腎腫瘍治療に関する十分な経験のある医師が配置されており、本品を用いた治療に伴う合併症への対応等の緊急事態に対応するための十分な体制が整った保険医療機関において使用すること。この際、少なくとも次のア及びイを満たしていること。</u> <u>ア 泌尿器科を標榜している病院であること。</u> <u>イ 担当する医師が常時待機(院外での対応も含む)しており、腎腫瘍の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置されていること。</u></p> <p>K775~K823-2 (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第10部 手術 第1節 手術料 第10款 尿路系・副腎 K754-2~K769 (略)</p> <p>K775~K823-2 (略)</p>

「特定保険医療材料の定義について」(平成22年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>112 ペースメーカー</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により7区分に区分する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能(上室性頻拍を自動的に検知し、頻拍よりも早いレートでペーシングを行うことで上室性頻拍を停止させる機能をいう。)の有無</u></p> <p><u>⑥ 胸郭抵抗モニタリング機能(ペースメーカー本体とリード間における胸郭の電気的な抵抗値をモニタリングする機能をいう。)の有無</u></p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ トリプルチャンバ(I型) 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) <u>エ ⑦に該当しないものであること。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ トリプルチャンバ(III型) 次のいずれにも該当すること。 <u>ア トリプルチャンバ型(心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。)であること。</u> <u>イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。</u> <u>ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有さないものであること。</u> <u>エ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。</u> <u>オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。</u></p>	<p>(別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>112 ペースメーカー</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により6区分に区分する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ トリプルチャンバ(I型) 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>

新たな機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等

1. ペースメーカー〔トリプルチャンバ（Ⅲ型）〕

【販売名】 コンサルタCRT-P（日本メドトロニック株式会社）

【保険償還価格】 1,600,000円

（製品の概要）

本品は、左右それぞれの心室を電氣的に刺激する機能を持つ、トリプルチャンバの植込み型のペースメーカーである。

本品は、既存のペースメーカーに加え、心房細動などを治療する機能及び胸郭の電気抵抗を調べることにより、心不全の状態を評価する機能をもつ。

＜関連する告示・通知の改正＞

(1) 「材料価格基準」（平成20年3月5日付厚生労働省告示第61号）の一部改正

「材料価格基準」の別表Ⅱの区分112を次のように改める。 (平成23年6月30日 厚生労働省告示第207号（平成23年7月1日適用）)	
(別表)	
Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	
112 ペースメーカー	
(1) シングルチャンバ	859,000円
(2) 削除	
(3) デュアルチャンバ（Ⅰ型・Ⅱ型）	919,000円
(4) 削除	
(5) デュアルチャンバ（Ⅲ型）	833,000円
(6) デュアルチャンバ（Ⅳ型）	1,160,000円
(7) トリプルチャンバ（Ⅰ型）	1,540,000円
(8) トリプルチャンバ（Ⅱ型）	1,600,000円
(9) トリプルチャンバ（Ⅲ型）	1,600,000円

（※改正箇所下線部）

(2) 「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日付保医発0305第8号）の一部改正

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分112を次のように改める。 (平成23年6月30日 保医発0630第1号（平成23年7月1日適用）)	
112 ペースメーカー	
(1) (略)	
(2) 機能区分の考え方	ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により7区分に区分する。
①～④ (略)	
⑤	<u>抗上室性頻拍ペーシング治療機能（上室性頻拍を自動的に検知し、頻拍よりも早いレートでペーシングを行うことで上室性頻拍を停止させる機能をいう。）の有無</u>
⑥	<u>胸郭抵抗モニタリング機能（ペースメーカー本体とリード間における胸郭の電氣的な抵抗値をモニタリングする機能をいう。）の有無</u>
(3) 機能区分の定義	
①～④ (略)	
⑤	トリプルチャンバ（Ⅰ型） 次のいずれにも該当すること。 ア～ウ (略) エ <u>⑦に該当しないものであること。</u>
⑥	(略)

⑦ トリプルチャンバ（Ⅲ型）

次のいずれにも該当すること。

ア トリプルチャンバ型（心房及び両心室でセンシング又はペーシングを行うものをいう。）であること。

イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。

ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有さないものであること。

エ 抗上室性頻拍ペーシング治療機能を有するものであること。

オ 胸郭抵抗モニタリング機能を有するものであること。

（※改正箇所下線部）

2. 冷凍手術器

【販売名】CryoHit（株式会社日立メディコ）

【保険償還価格】

製品名	保険償還価格
本体	特定保険医療材料として価格は設定せず、新規技術料において評価 (次期診療報酬改定までは既存技術の準用で対応)
ニードル	

（製品の概要）

本品は、小径腎悪性腫瘍に対し、高圧ガスをニードルに供給することにより、ニードルに低温を発生させ、ニードル周囲の生体組織を凍結・壊死させる手術器の本体と、ニードルである。

＜関連する通知の改正＞

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日付保医発0305第1号）の一部改正

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1を次のように改める。
(平成23年6月30日 保医発0630第1号（平成23年7月1日適用）)

第2章 特掲診療料

第10部 手術

第1節 手術料

第10款 尿路系・副腎

K754-2～K769（略）

K773-3

- (1) 汎用冷凍手術ユニットを用いて小径腎悪性腫瘍を治療した場合の点数については、経皮的、開腹直視下、又は鏡視下のいずれによるかにかかわらず、区分番号「K773-3」腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術及び「K936-2」自動吻合器加算（1個）を併せて算定する。
- (2) 腎腫瘍治療に関する十分な経験のある医師が配置されており、本品を用いた治療に伴う合併症への対応等の緊急事態に対応するための十分な体制が整った保険医療機関において使用すること。この際、少なくとも次のア及びイを満たしていること。
 - ア 泌尿器科を標榜している病院であること。
 - イ 担当する医師が常時待機（院外での対応も含む）しており、腎腫瘍の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置されていること。

（※改正箇所下線部）

（日本医師会保険医療課）